

参考資料

- CASBEE 横浜パンフレット
- 地域の対応ルール・マップ
- 検討経緯・名簿

CASBEE®横浜

横浜市

建築物

環境 

配慮制度

地球にやさしい建物とは？



CASBEE®横浜

- 届出対象は2,000m²以上
2,000m²未満は任意で届出ができます。
- 届出は確認申請の21日前まで
- 建築物環境性能表示



CASBEE 横浜イメージキャラクター
「きゃまびっぴ」

横浜市 建築局

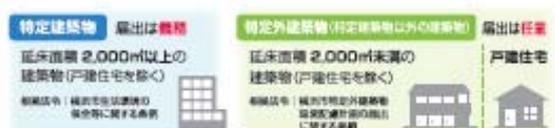
横浜市建築物環境配慮制度の概要



横浜市建築物環境配慮制度は、建築主がその建物の「建築物環境配慮計画」を作成することによって、建築物の省エネルギー対策や長寿命化、周辺のまちなみとの調和、緑化対策など、総合的な環境配慮の取組を進めるもので、届出制度と認証制度の2段階構成となっています。

建築物環境配慮計画は、「CASBEE-新築(簡易版)」を横浜用に一部編集し直した「CASBEE 横浜」という評価システムを用いて作成します。

戸建住宅については、「CASBEE横浜[戸建]」を使用します。



(1) 届出制度(平成17年7月～)

建築物の環境に与える負荷の低減を図るために、2,000㎡以上の建築物の建築主に対し、建築計画時に「CASBEE 横浜」による自己評価を市へ届け出ることを条例で義務付けています。横浜市は、評価結果及び建築計画の概要をホームページ等で公表しています。

平成24年4月から、戸建住宅をきむ 2,000㎡未満の建築物についても、希望者は任意で届出ができます。

(2) 認証制度(平成18年4月～)

根拠法令：横浜市建築物環境配慮評価認証制度要綱

建築主の環境に対するCSR(企業の社会的責任)を促進するため、希望者に対し、学識経験者の評価を踏まえ、市が認証するものです。

CASBEEとは



(キャスビー：Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency)

建築環境総合性能評価システム(CASBEE)は、建築物の環境品質・性能(居住性、耐震性、緑・まちなみ)と環境負荷(省エネルギー、資源の再利用、周辺への配慮)を同時に評価する全国共通のモノサシとして、国の支援を受け、産・官・学共同で研究・開発された評価システムです。

建築物の環境性能効率BEE(Building Environment Efficiency)は、環境の品質・性能(Q)を向上した場合、また外部への環境負荷(L)を低減した場合ほど高い値となり、5段階に格付けされます。



届出の流れ



対象となるのは、建築物の新築、増築又は改築する場合で、届出は建築確認申請予定日の21日前までに行います。

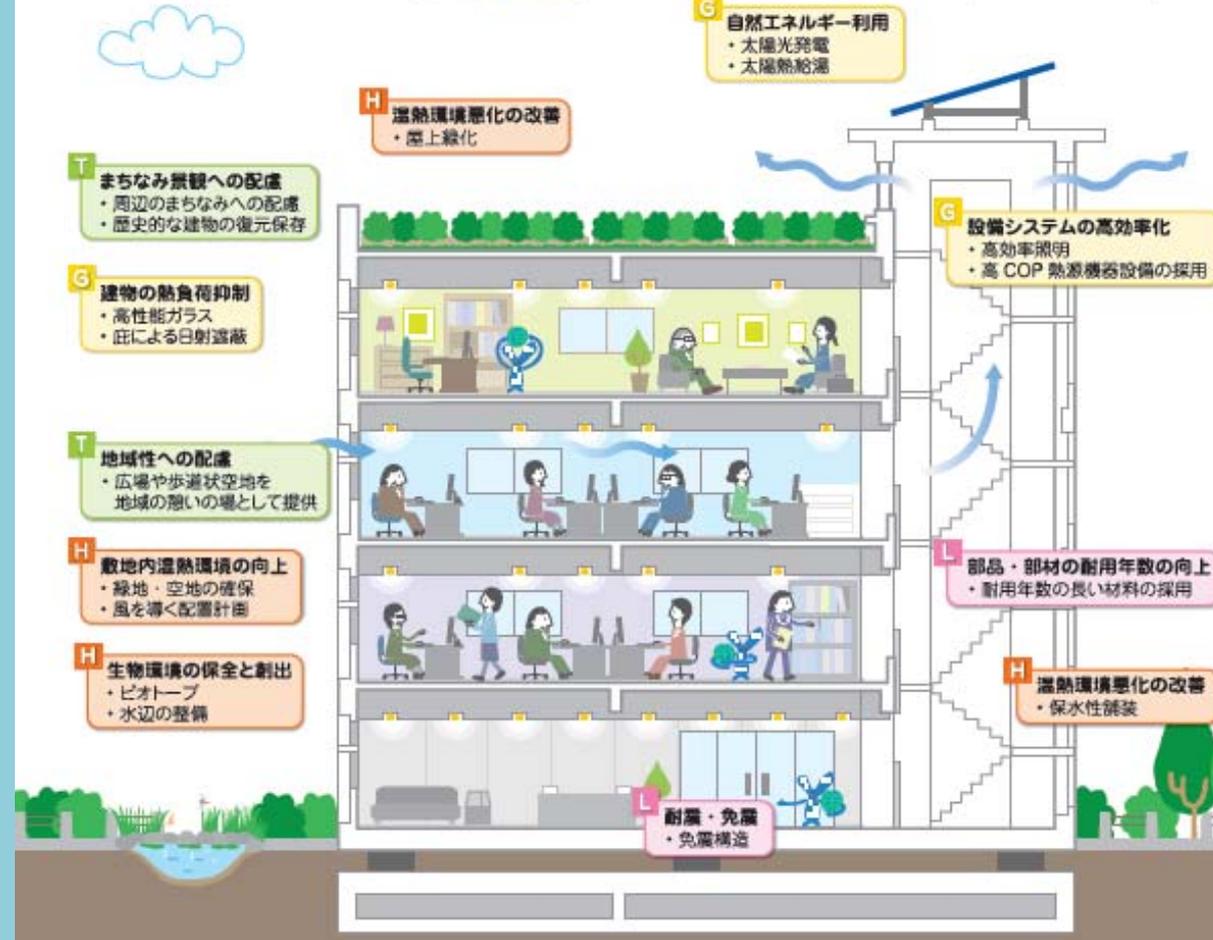


※建築物環境配慮計画の届出及び建築物環境性能表示は、建築主の環境配慮への取組を自己評価した結果です。

横浜市の重点項目 CASBEE横浜



横浜市では、地域性等を踏まえ、特に取組を推進する重点項目として以下の4つを位置づけています。



建築物環境配慮計画の概要の公表



建築物環境配慮計画の概要は、横浜市のホームページ等で公表します。

評価結果シート1面

評価結果シート2面(重点項目)

スコアシート

建築物環境性能表示

平成24年4月から、表示の内容が変わります



販売又は賃貸を目的とした広告をしようとする場合、建築物の環境配慮への取組の結果を表す「建築物環境性能表示」を広告上に表示しなければなりません。※特定外建築物で任意の届出を行った場合は、広告への表示も任意です。

●建築物環境性能表示の届出

広告中に建築物環境性能表示を表示した日から15日以内に、表示をした旨の届出をしてください。

●環境性能の説明

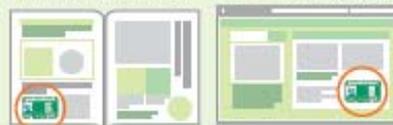
用途に供する部分を販売又は賃貸しようとするときは、購入者等に対象となる建築物の環境性能について説明するようにしてください。

●表示の対象となるのは…

- ・新聞、雑誌、チラシ、パンフレット等(A4サイズ以下を除く)に掲載する広告
 - ・インターネットによる広告
- ※価格と同取りが掲載されているものに限りです。

★表示の対象となる広告

- ・新聞や雑誌に掲載される広告
- ・インターネットによる広告



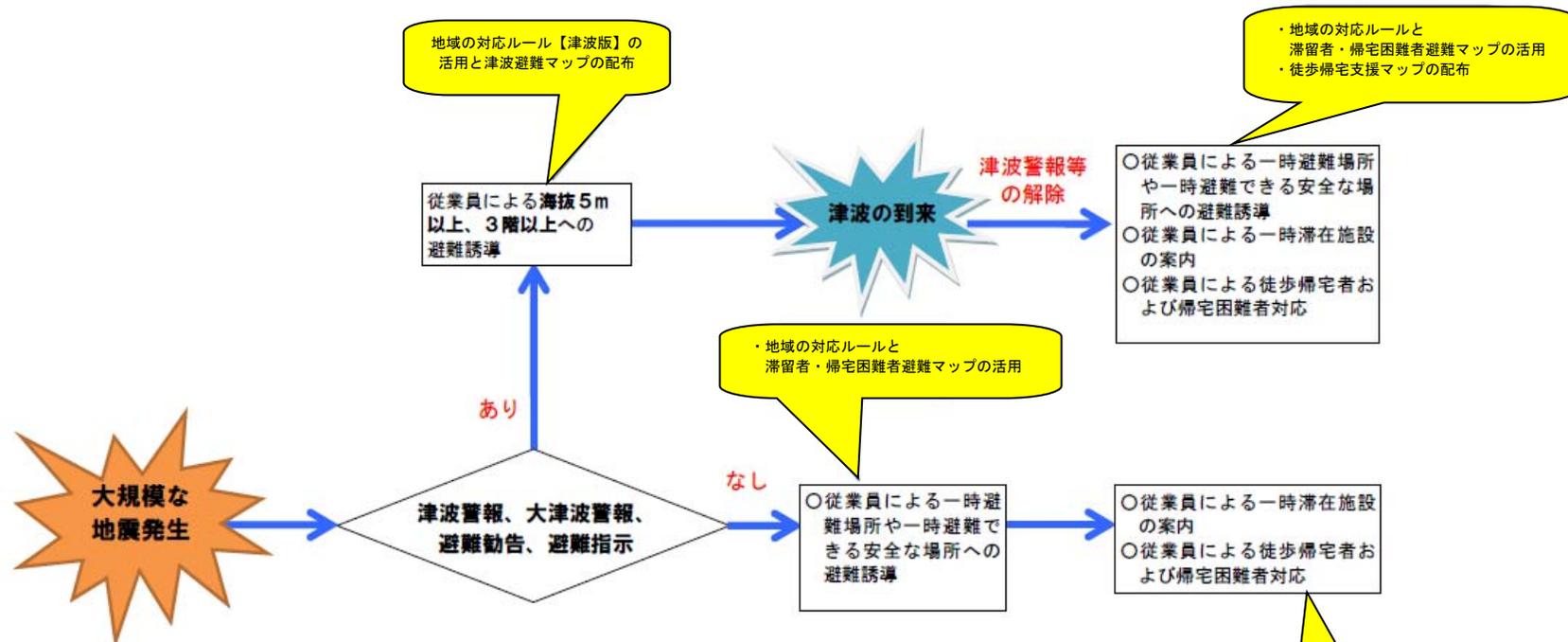
発行：横浜市建築局 建築審査部 建築環境課

〒231-0012 横浜市中区相生町3丁目56番地1JNビル7階 TEL 045-210-9928 FAX 045-681-2434

平成24年4月発行



地震発生時の対応とルール・マップの活用フロー



横浜市では、原則として、津波警報(津波)が発表された場合は避難勧告、津波警報(大津波)が発表された場合は避難指示を発令することとします。ただし、気象庁からの情報や津波の到達状況などから、津波警報(津波)の発表でも避難指示、津波注意報でも避難勧告を発令する場合があります。(「津波からの避難に関するガイドライン」より抜粋)

《避難勧告・指示等の基準》

避難区分	津波予報の種別	予想される津波の高さ
	津波注意報	0.5m
避難勧告	津波警報(津波)	1m、2m
避難指示	津波警報(大津波)	3m、4m(6m、8m、10m以上)

※現在、気象庁が津波警報の発表基準等に関する見直しを実施しています。今後気象庁の見直しを受け、本市の避難勧告・指示の発令基準も見直し予定です。

※本フロー図は、各事業所の従業員の対応を示したものです。

「地域の対応ルール」

ルールの位置づけ

本ルールは大震災発生時のある被害想定に基づいた「横浜駅周辺地区の事業所及び鉄道事業者」(以下「事業所等」という)の「心得」を示したものである
 実際の被害状況は様々であり、またその状況は刻一刻と変化するため、本ルールを原則としつつも、実際の状況に即した臨機応変な対応が必要となる
本ルールは、各「事業所等」における事業継続計画(BCP)や防災計画を作成する際の参考とし、風水害その他の災害により、鉄道が運行停止し横浜駅周辺の混乱が予想される場合にも、本ルールを準用する

基本的な考え方

1 平常時からの準備及び普及啓発の実施

災害時は、個人や組織で助け合う「自助」・「共助」の考え方が基本
 (※「事業継続計画(BCP)」の策定が重要)

2 適切な情報提供による混乱防止対策の強化

- (1) 「むやみに行動を開始しない」という基本原則の徹底
- (2) 情報提供ツールの拡充
- (3) 行政と周辺事業者の連携強化

3 民間と行政の役割分担と連携・協力体制の構築

帰宅支援の実施にあたっては、横浜駅周辺地区の事業所、鉄道事業者、警察、横浜市(消防も含む)および個人が協力し、それぞれの役割分担を明確化するとともに、連携・協力体制を構築

4 来街者等への協力呼びかけ

来街者等への協力を呼びかけ、自助、共助のもと、来街者、事業者等が一体となって災害対応を行う

被害想定

- 地震の種類 : **大規模地震(津波警報等・避難勧告等が無い場合)**
- 市域内の震度 : 震度5強～7
- 横浜駅周辺の状況
 - 津波等の水害、及び直後の大火災は発生しない
 - 鉄道などの公共交通機関は停止
 - 駅周辺の建物倒壊などの被害は比較的少ない
 - 電気・ガス・水道は一時的に途絶
 - 一般の携帯電話は輻輳のため、じきに通話不可能となる

用語の定義

事業所等	横浜駅周辺地区の事業所及び鉄道事業者
一時待機	発災直後、発災時点の近辺にて一時的に留まること (発災後、30分～1時間程度を想定)
滞留者	外出時、災害発生により移動手段を失い、出先で滞留状態になった人
一時避難場所	「滞留者」の一時的な安全確保と災害関連情報を提供する公園など(発災後、数時間～半日程度の対応を想定)
一時避難できる安全な場所	「一時避難場所」と同様の役割を持つが、発災時に事業所等が任意に提供できるスペース
帰宅困難者	「滞留者」のうち、自宅と滞留場所との距離が遠く、徒歩帰宅ができない人
帰宅困難者一時滞在施設	「帰宅困難者」を一時的に受け入れ、休憩場所のほか、可能な範囲で、トイレ、水、情報の提供等を実施する施設 (発災後、1日程度の対応を想定)(以下、「一時滞在施設」という)

0. 平常時

◆発災前の事前準備のルール

○事前の体制づくり

- ・事業所等は、自社従業員等が施設内待機できるよう、**必要な物資（3日分の必要な水、食料、毛布など）の備蓄**を行うよう努める
- ・事業所等は、発災時の連絡体制、安否情報の確認方法など**必要な情報提供の方法等を決めておく**よう努める
- ・事業所等は、自社従業員等が発災後に滞留者等への支援ができるような**体制を決めておく**よう努める
- ・事業所等は、地域の対応ルールを実行できる様、あらかじめ**必要な事項を「事業継続計画(BCP)」に定め、従業員に周知しておく**よう努める

1. 発災直後

◆情報収集のルール

○情報収集

- ・事業所等は、**地震に関する情報(被害状況、交通機関の運行状況、津波情報)等の収集**に努める

◆施設・施設周辺の滞留者の一時待機ルール

○施設内滞留者の一時待機

- ・事業所等は、施設内の**安全確認を速やかに行う**よう努める
- ・事業所等は、施設内の安全が確認出来たら、施設内の滞留者をむやみに外に出さず、**一時待機させる**よう努める
- ・事業所等は、**地震に関する情報等の提供**に努める

○従業員等の施設内待機

- ・事業所等は、従業員の安否を確認し、**待機させる**よう努める
- ・安否確認後、従業員は、あらかじめ各事業所等が定めた行動に移る

○施設周辺の滞留者への情報提供

- ・事業所等は、路上や自由通路等の滞留者に対し、**地震に関する情報等を提供する**よう努める

2. 滞留者対応、徒歩帰宅者対応

◆一時避難できる安全な場所の確保と支援のルール

○一時避難できる安全な場所の確保

- ・事業所等は、一時避難できる安全な場所を確保し、**滞留者を誘導する**よう努める
- ・場所の確保が出来ない事業所等は、近隣の受入場所等に関する**情報を滞留者に提供する**よう努める

○一時避難できる安全な場所における支援

- ・滞留者を受入れた事業所等は、滞留者に対し、テレビやラジオ等を用い、**情報提供の支援を行う**よう努める
- ・滞留者を別の場所へ移動させる場合は必要な情報提供を行うよう努める

◆一時避難場所への誘導ルール

○避難ルートの安全確認

- ・一時避難できる安全な場所の確保ができない事業所等は、連携して、**一時避難場所への避難ルート(沿道建物状況、橋等)の安全確認を行う**よう努める

○一時避難場所への避難誘導

- ・事業所等は、一時避難場所に近いエリアから順次、滞留者を**一時避難場所へ誘導する**(広報、地域の誘導マップ等の配布、自社従業員等の誘導員による案内等)その際、誘導員等に対しても、誘導に関する適切な情報を提供するよう努める
- ・**横浜駅西口エリアは沢渡中央公園、岡野公園、東口エリアはMM21地区への避難誘導を原則とする**
- ・エリアごとに**あらかじめ避難誘導する順番を決めておく**

◆徒歩帰宅支援のルール

○徒歩帰宅の支援

- ・事業所等は、地域の誘導マップ等、徒歩帰宅を支援する**必要な情報を提供する**よう努める

○時差帰宅のルール

- ・事業所等は、施設内の**滞留者が時差帰宅**できるよう、必要な情報を提供するよう努める

◆要援護者・傷病者の対応ルール

○要援護者、傷病者への優先的対応

- ・事業所等は、**要援護者、傷病者に対し、優先的に対応する**

○外国人、高齢者等への情報提供

- ・事業所等は、外国人、高齢者等の**情報弱者に対する情報伝達手段を確保し、情報提供を行う**よう努める

3. 帰宅困難者対応

◆帰宅困難者一時滞在施設の確保、誘導と支援のルール

○避難ルートの安全確認

- ・事業所等は、連携して、**一時滞在施設への避難ルート(沿道建物状況、橋等)の安全確認を行い**その情報を共有するよう努める

○一時滞在施設への避難誘導

- ・事業所等は、**開設準備が整った一時滞在施設へ帰宅困難者を誘導する**よう努める(広報、地域の誘導マップ等の配布、自社従業員等の誘導員による案内等)その際、誘導員等に対しても、一時滞在施設の情報等、適切な情報を提供するよう努める
- ・一時滞在施設の提供者はその場所が**満員となった場合、近隣の一時滞在施設に関する情報の提供に努める**

○一時滞在施設における支援

- ・一時滞在施設の提供者は、施設内の**帰宅困難者に対し、適切な情報提供、トイレの開放、備蓄品の配布等の支援を行う**よう努める
- ・一時滞在施設の提供者は、**帰宅困難者に支援の協力を呼びかける**

○帰宅困難者の受入れ

- ・一時滞在施設以外でも、場所の確保が可能な事業所等は、**できる限り、帰宅困難者を受入れる**よう努める
- ・受入れる場合、上記の一時滞在施設に関するルールを行うよう努める

○備蓄品の配布

- ・市から**備蓄品**を提供された事業所等は、**帰宅困難者に対し、配布を行う**よう努める
- ※**備蓄品の配布ルールを参照のこと**

○帰宅困難者の協力

- ・事業所等は、**帰宅困難者と協力し、備蓄品の配布や要援護者の支援を行う**

◆要援護者・傷病者の対応ルール

○要援護者、傷病者への優先的対応

- ・事業所等は、**要援護者、傷病者に対し、優先的に対応する**

○外国人、高齢者等への情報提供

- ・事業所等は、外国人、高齢者等の**情報弱者に対する情報伝達手段を確保し、情報提供を行う**よう努める

○備蓄品の配布ルール

備蓄品の配布ルール

ルールの位置づけ

本ルールは、**帰宅困難者に対して備蓄品を配布する際のルール**であり、「地域の対応ルール」における備蓄品の配布に関する事項を補完するものである

1. 発災後

◆協力体制のルール

- ・事業所等は、従業員の状態や建物の安全性など**帰宅困難者の受け入れが可能かを確認し、受け入れの判断**を行う
- ・備蓄品の配布は、事業所等のみならず、**地域が連携・協力しながら、円滑な実施に努め、必要に応じて、来街者等への協力の呼びかけ**を行う
- ・建物の損壊等により、帰宅困難者の受け入れや配布できない状況にある場合は、**近隣の受け入れ可能な建物に備蓄品を移動するなど、連携**を図る

◆配布判断のルール

- ・公共交通機関の運行再開の見込みがなく、当地域において一泊せざるを得ない状況（おおむね19時から20時頃を目安）の際に配布する

◆配布作業のルール

- ・**帰宅困難者一人当たり**に配布する備蓄品は、**食料1食及び水1缶（350ml）を基本とする**
- ・生理用品、おむつおよび毛布など使用者に限られる備蓄品については希望者のみに配布する
- ・備蓄品は、**帰宅困難者に対して配布**※することを原則とする（ただし、疲労が著しい滞留者や高齢者、乳幼児などにあつては、この限りではない）
- ※徒歩帰宅可能範囲は、おおむね10kmから20km以内と伝えとともに、徒歩帰宅可能者には、徒歩帰宅支援マップを配布する
- ・配布に関しては、**要援護者、傷病者に優先的に配布**する

※『現在、神奈川県が、神奈川県内で統一した備蓄品の配布に関するルールを検討中です。県内での統一ルールが発表された場合には、内容の調整をします。』

○地域の対応ルール【津波版】

地域の対応ルール【津波版】

ルールの位置づけ

本ルールは、発災時に、**津波警報、大津波警報の発表および避難勧告、避難指示が発令された場合の「地域の対応ルール」**である

津波避難の基本的な考え方

- 1 より早く、より高い場所へ避難する
 - ①**海拔5m以上の高台**、又は②**鉄筋コンクリート若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の頑丈な建物の3階以上**を目安に避難する
 - ※指定した津波避難施設にこだわらない
- 2 平常時からの準備及び普及啓発の実施
 - 災害時は、個人や組織で行動することの自助が基本（※「事業継続計画(BCP)」の策定が重要）
- 3 適切な情報提供
 - 情報提供ツールの拡充

用語の定義

事業所等	横浜駅周辺地区の事業所及び鉄道事業者
防災情報Eメール	横浜市から津波警報等や緊急なお知らせなどの防災情報をEメールで配信するもの（あらかじめ登録が必要）
緊急速報メール	携帯電話各社（NTTドコモ、au、SoftBank）が配信エリア内にある携帯電話（緊急速報メール対応機能がある携帯電話に限る）に情報を提供するサービスを活用し、横浜市が緊急的な情報を配信するもの
津波警報伝達システム	気象庁から発表される津波警報を受けて、より迅速に避難することができるよう、自動的に津波警報、避難勧告・指示等の緊急情報を一斉に放送し、津波からの避難を呼びかけるシステム
津波避難施設	津波から逃れるための場所として、横浜市が指定した施設

0. 平常時

◆事前準備のルール

<事業所等>

○事前の体制づくり

・事業所等は、津波・大津波警報発表および避難勧告・指示発令時に自社従業員及び来街者の安全を確保できるよう、**あらかじめ避難場所、主たる避難経路、避難手段を決めておく**

・事業所等は、自社従業員等が発災後に**津波避難等への対応ができるような体制(従業員指揮者、津波関連情報提供担当者、誘導担当者等)を決めておく**よう努める

・事業所等は、**情報入手手段、情報伝達手段及び情報伝達文(内容)を事前に整理しておく**よう努める

・事業所等は、地震発生時における津波・大津波警報、避難勧告・指示等が確認できる**複数の情報入手手段の確保**に努め、従業員に周知しておく

・事業所等は、津波・大津波警報発表および避難勧告・指示発令時に避難誘導を行う従業員に対して指示を行うための**通信手段(移動系無線等)の確保**に努める

・事業所等は、本ルールを実行できる様、**あらかじめ必要な事項を「事業継続計画(BCP)」、「企業の防災計画」に定め**、従業員に周知しておくよう努める

・事業所等は、BCPや防災計画に定めた事項が適切に実施できるよう、**避難訓練(避難誘導訓練)や研修の実施**に努める

<従業員>

○事前の心構え、情報確認

・従業員は、津波・大津波警報、避難勧告・指示等が出されない場合でも、大きな地震の揺れを感じたときは、**避難行動をとる心構え**をしておく

・従業員は、津波発生時に迅速に避難及び避難誘導ができるよう横浜市が配信している「**防災情報Eメール**」の登録に努める

・従業員は、津波避難マップや避難対象区域図により、**自分がいる場所の高さを確認し、近隣の津波避難施設や高台の位置、及び主たる避難経路を確認**しておく

1. 津波警報等発表・避難勧告等発令直後

◆津波警報・大津波警報発表、避難勧告・避難指示発令直後のルール

○初動体制の確立

・BCPや防災計画に定めた**役割に基づき行動を開始**する

○情報収集

・テレビ、ラジオなどで、津波・大津波警報および避難勧告・指示など**災害関連情報の確認**を行う

・防災情報Eメール、緊急速報メール、津波警報伝達システム、サイレン、広報車等により**避難勧告・指示が発令されたかの確認**を行う

・**施設や従業員の被災状況等に関する情報を収集**する

・従業員は、津波・大津波警報、避難勧告・指示が出た場合は、**迷わず直ちに避難行動を開始**する

○情報提供

・事業所等は、館内放送等により、従業員及び来街者へ、津波・大津波警報、避難勧告・指示等の**津波関連情報を適宜提供**するよう努める。また、**従業員に対して、避難誘導を実施するよう指示**する

○来街者の避難誘導

・場所の確保が可能な事業所等は**3階以上の場所へ避難するよう促す**

・場所の確保が出来ない事業所等は、**津波避難施設、もしくは近隣の高所へ避難するよう促す**

※避難誘導に際しては、**来街者に避難を促すとともに、従業員等も3階以上の場所へ避難する**

○避難後の対応

・テレビ、ラジオなどで、**災害関連情報、鉄道などの運行情報等を来街者に対して、情報提供**するよう努める

2. 解除後

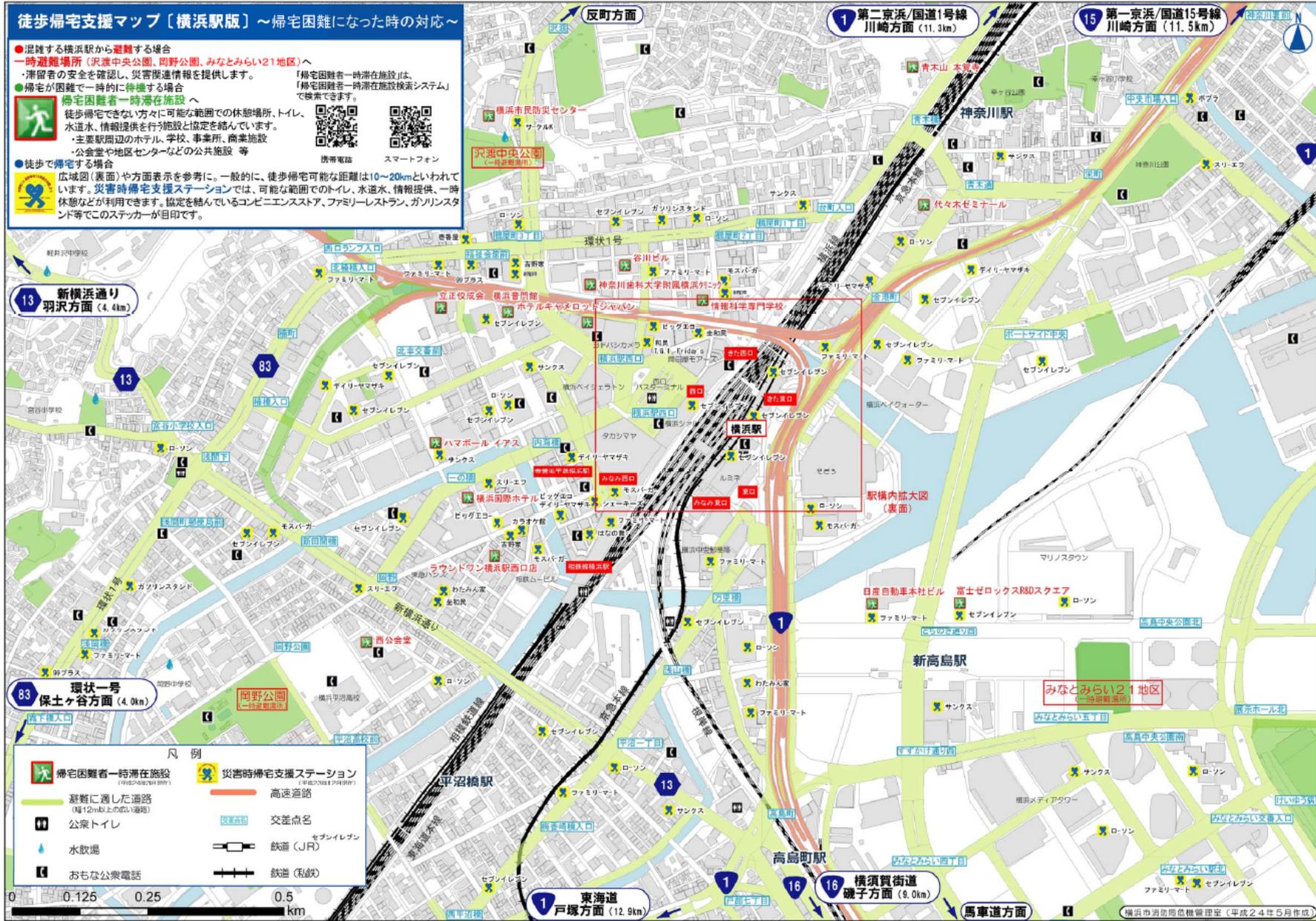
◆津波警報、大津波警報、避難勧告、避難指示解除後のルール

○情報提供

・事業所等は、**津波警報等が解除されたことを来街者に伝える**よう努める

※状況に応じて、地域の対応ルールの「2. 滞留者対応、徒歩帰宅者対応」、「3. 帰宅困難者対応」に移行する

○横浜市徒歩帰宅支援マップ【横浜駅版】



○横浜市徒歩帰宅支援マップ



○滞留者・帰宅困難者避難マップ



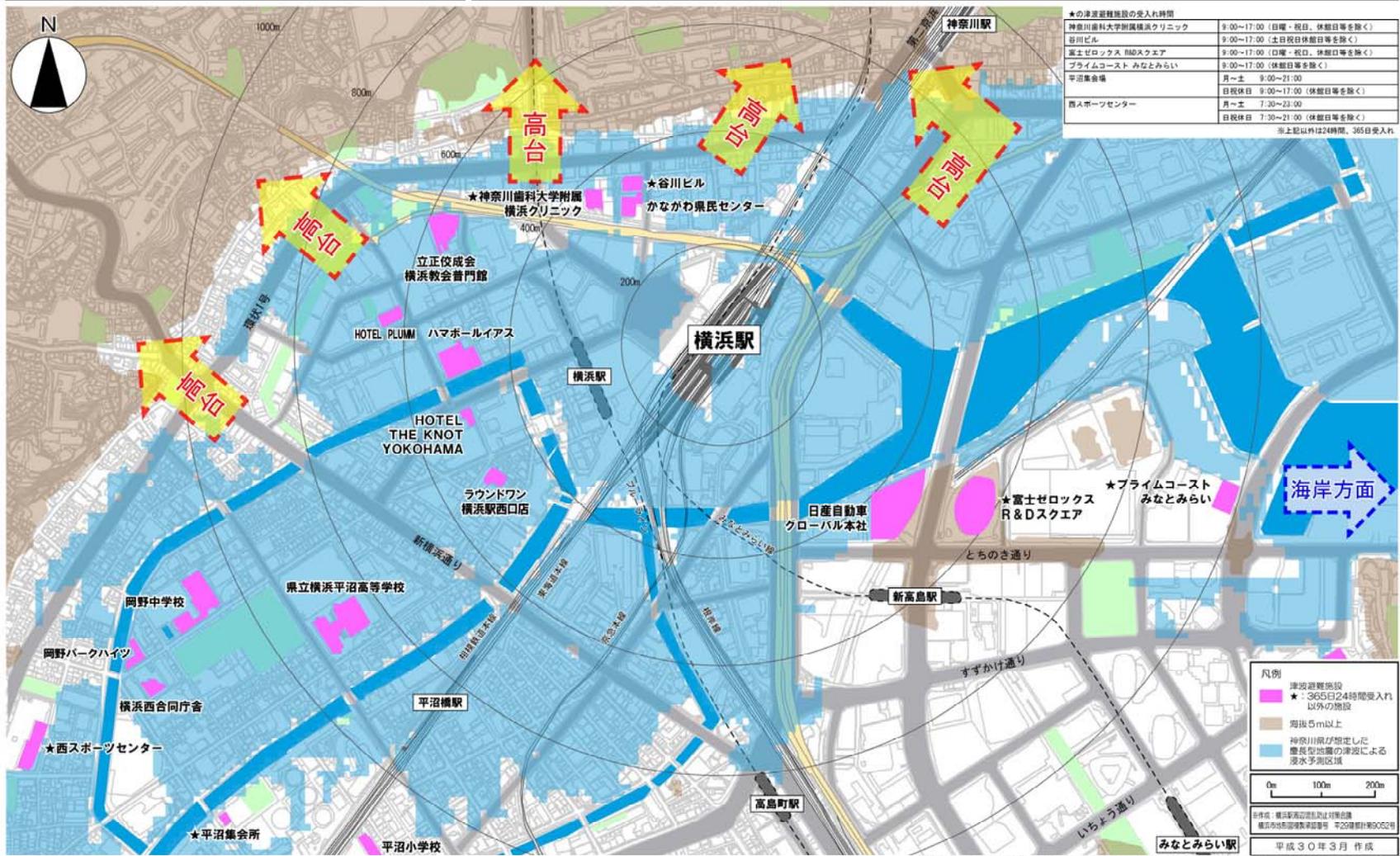
○津波避難マップ

横浜駅周辺 津波避難マップ

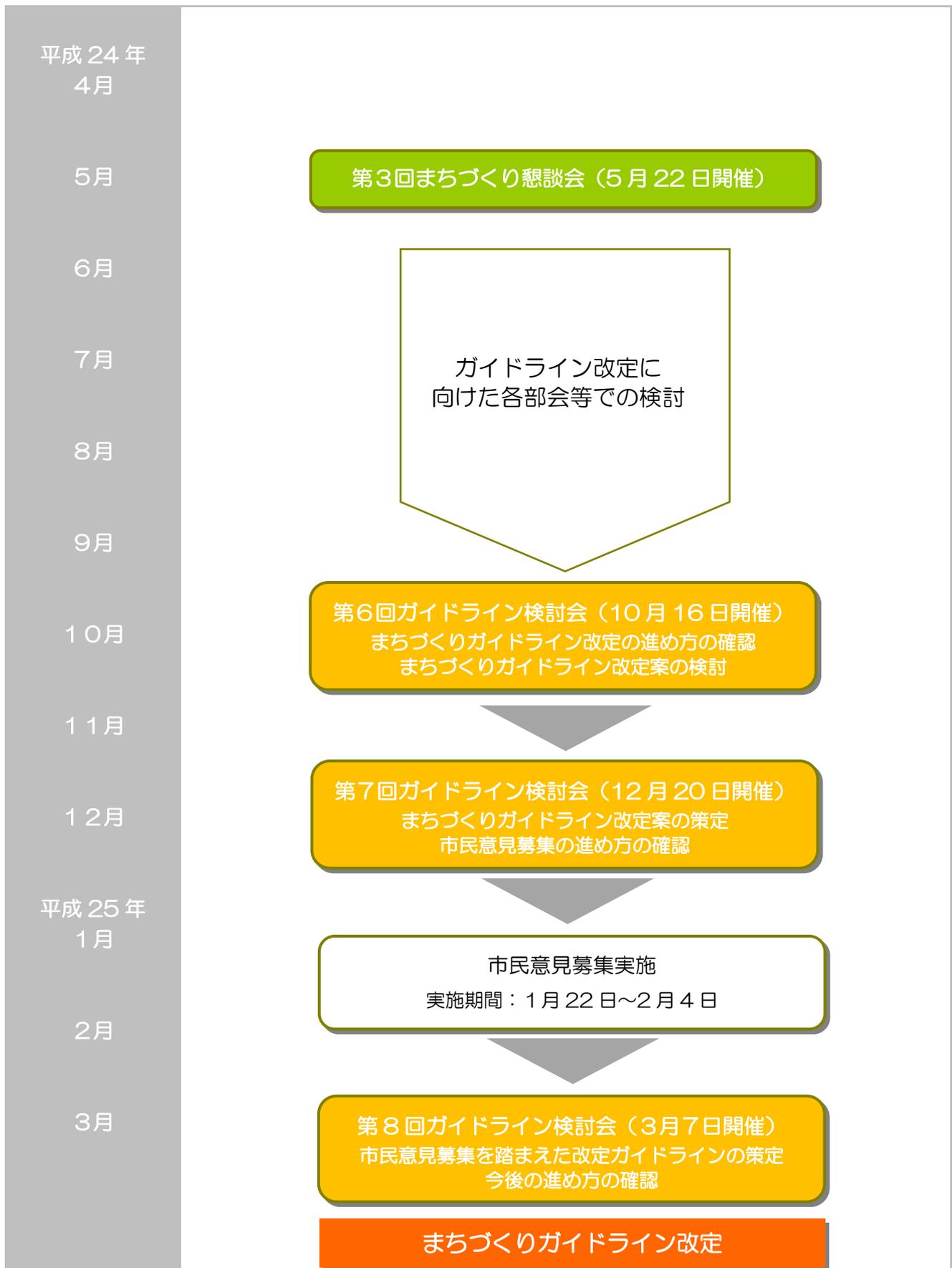
このマップは津波警報等が発生した時に、津波から身を守るために避難する場所を示しています。

～より早く、より高いところへ避難を！～

■地震による大きな揺れを感じたり、津波警報などの情報を得たときは、直ちに避難してください。
 ■近くの海拔5メートル以上の高台、津波避難施設または鉄筋コンクリート造などの頑丈な建物の3階以上のできる限り高い階へ避難してください。
 (津波避難施設は津波警報等が発令された場合に避難する場所として指定された建物です。)



エキサイトよこはま22まちづくりガイドライン改定までの検討経緯



エキサイトよこはま22 ガイドライン検討会 名簿

平成25年3月時点

所属等	役職等	氏名 (敬称略)
委員 (学識経験者)	【会長】 東京都市大学教授	小林 重敬
	【景観検討部会 部会長】 横浜国立大学大学院教授	北山 恒
	【環境検討部会 部会長】 横浜国立大学大学院教授	佐土原 聡
	【防災検討部会 部会長】 横浜国立大学大学院准教授	吉田 聡
まちづくり関係者	東日本旅客鉄道株式会社 事業創造本部 大規模開発部門 次長	山屋 幸太郎
	東京急行電鉄株式会社 都市開発事業本部 ビル事業部 事業計画部 統括部長	久慈 正幸
	株式会社相鉄アーバンクリエイツ 横浜駅西口事業部長	上平 剛靖
	横浜駅西口地区 市街地再開発準備組合 理事長	中山 博允
	横浜駅西口五番街地区 市街地再開発準備組合 理事長	大屋 隆
	鶴屋地区街づくり協議会 理事長	倉知 恒久
	横浜駅きた西口鶴屋地区市街地再開発準備組合 理事長	中山 久招
	南幸地区ワーキング (横浜駅西口振興協議会)	茂木 重樹
	南幸地区ワーキング (権田総業株式会社 取締役総務部長)	山本 周平
	日本郵政株式会社 不動産戦略部 担当部長	郡司 敏宏
	京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 事業計画推進部 事業計画課長	竹内 明男
	横浜新都市センター株式会社 総務部長 兼 経営企画室部長	竹谷 英樹
株式会社横浜スカイビル SC 営業部長兼ビル事業部長	三河 彰	
横浜市	西区総務部市政推進課長	梅澤 厚也
	神奈川区総務部市政推進課長	岡田 展生
	経済局成長戦略推進部産業立地調整課長	佐藤 義郎
	道路局計画調整部企画課長	秋山 禎治
	温暖化対策統括本部企画調整部環境未来都市推進課担当課長	林 千賀
	消防局危機管理室危機管理部 危機対処計画課担当課長	山田 耕作
	環境創造局下水道計画調整部 下水道事業調整課長	目黒 享
	環境創造局政策調整部政策課 みどり政策調整担当課長	田口 政一
	都市整備局 横浜駅周辺等担当理事	下村 直
	都市整備局都市再生推進課 横浜駅周辺等担当課長	竹下 雄治
	都市整備局都市再生推進課 横浜駅周辺等担当課長	前中 良介
独立行政法人 都市再生機構 神奈川地域支社	横浜都心プロジェクト室 室長	菊池 康之
	横浜都心プロジェクト室 リーダー	長谷川 明弘